

成田市建設工事等最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格を設けるときの取り扱いについて定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 最低制限価格の対象となる工事又は製造その他の請負は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予定価格(消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下同じ。)が130万を超える建設工事等
- (2) 予定価格が50万円を超える測量業務、建設関係コンサルタント業務委託
- (3) 前号に掲げる業務委託以外の業務委託
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分についてそれぞれに掲げる予定価格算出の基礎となった額をもとに算出した額の合計額の千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、建設工事に係る最低制限価格については、予定価格(税抜)に10分の9.2を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格(税抜)に10分の9.2を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格(税抜)に10分の7.5を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格(税抜)に10分の7.5を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1及び別表第2に留意するものとする。

(1) 建設工事 アからエの合計額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 測量業務 アからウの合計額に10分の8を乗じて得た額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額

- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務 アからエの合計額に10分の8を乗じて得た額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (4) 建築関係の建設コンサルタント業務 アからエの合計額に10分の8を乗じて得た額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (5) 地質調査業務 アからエの合計額に10分の8を乗じて得た額
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (6) 補償関係コンサルタント業務 アからエの合計額に10分の8を乗じて得た額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額
 - (7) その他の業務委託
 - 予定価格算出の基礎となった額の合計額の10分の7を乗じて得た額
- 2 前項各号に掲げる2以上の業務から構成されている業務の最低制限価格は、それぞれの業務区分ごとに、前項各号の規定により算定した額の合計額とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格の10分の6から10分の9.2の範囲内において市長が別に定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。
 - 4 最低制限価格の算定にあたって、その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(予定価格書への記載)

第4条 最低制限価格を設けたときは、予定価格書に当該最低制限価格及び当該最低制限価格に110分の100を乗じた額(以下「入札書比較価格」という。)を記載するものとする。なお、入札書比較価格の算出にあたっては、別表第2に留意するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を定めて入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げ

る事項を記載するものとする。

- (1) 最低制限価格の事前公表を行う場合には、当該最低制限価格
- (2) 最低制限価格の事後公表を行う場合には、最低制限価格を設けていること。
- (3) 入札価格(消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。)が入札書比較価格を下回る入札は、無効となること。

(その他)

第6条 この要領及び成田市財務規則、成田市入札約款に定めるもののほか、最低制限価格の取り扱いに関し必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 補償関係コンサルタント業務であって、施行日において、現に入札の準備に着手しているものについては、なお従前の例によることができる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成28年10月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要領の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和元年6月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要領の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第3条）

1 建設工事

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費等
一般管理費の額	一般管理費等

2 測量業務

項目名	左に含む費目
直接測量費の額	直接測量費
測量調査費の額	測量調査費
諸経費の額	間接測量費、一般管理費等

3 土木関係の建設コンサルタント業務

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
直接経費の額	直接経費（積上分）
その他原価の額	直接経費（率計上分）、間接原価
一般管理費等の額	一般管理費、付加利益

4 建築関係の建設コンサルタント業務

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
特別経費の額	特別経費
技術料等経費の額	技術料等経費
諸経費の額	直接経費、間接経費

5 地質調査業務

項目名	左に含む費目
直接調査費の額	直接調査費
間接調査費の額	間接調査費
解析等調査業務費の額	解析等調査業務費
諸経費の額	業務管理費、一般管理費等

6 補償コンサルタント業務

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
直接経費の額	直接経費（積上分）
その他原価の額	直接経費（率計上分）、間接原価
一般管理費等の額	一般管理費、付加利益

別表第2（第3条・第4条）

「最低制限価格」の算定方法についての留意事項

- (1) 税抜きの工事費（委託費）の内訳にそれぞれ対応する率をかけて合計する。ただし、1円未満の端数処理は行わない。
- (2) (1)で算出した価格の千円未満を切り捨てる。
- (3) 消費税相当額を加算するため、(2)で算出した価格に100分の110を乗じたものを最低制限価格（税込）とする。
- (4) 最低制限価格（税込）の上限を定める場合にあっては、予定価格（税抜）の92%を算出して千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格（税込）の上限額とする。